

マイナ保険証と資格確認書について

マイナ保険証をお持ちの方は、何らかの事情で資格確認が行えなかった場合に備えて「[資格情報のお知らせ（原本）](#)」を併せて携帯することをお勧めします。（マイナンバーカード＋資格情報のお知らせの2点セットでご提示ください）

2026年3月31日までは移行期間として健康保険証のご提示で保険診療が受けられますが、早めにマイナ保険証または資格確認書への移行をお願いいたします。

マイナ保険証利用時には**電子証明書の有効期限**をご確認ください！

お子様のマイナンバーカード**そのもの**の有効期限：発行日から5回目の誕生日まで

※ 更新は、事前申請をし、交付時に役所での受け取りが必要

お子様のマイナンバーカードの**電子証明書**の有効期限：発行日から5回目の誕生日まで

※ 更新・再発行の手続きはお住いの区役所で。オンラインではできません。

電子証明書の有効期限内はマイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限切れから3カ月間（有効期限満了日が属する末日から3カ月間）は引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし**保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできませんので、速やかに再発行手続き**をしてください。

3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

お手元に有効な健康保険証もなく、再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に**資格確認書が交付**されます。資格確認書で引き続き医療を受けられます。

* **資格確認書**は、マイナンバーカードをお持ちでない方・マイナンバーカードに保険情報を紐づけされていない方・マイナ保険証の利用登録を解除された方・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方に交付されます。

注意！『資格確認書』と『資格情報のお知らせ』は異なります。 ※『資格情報のお知らせ』とは、マイナ保険証をお持ちの方に送付されるA4の書面です。災害時やマイナ保険証が利用できない医療機関などを受診する際に**マイナ保険証と一緒に提示**することで保険診療を受けることができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問は以下参照 2025.11.29 時点

[マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問 | 厚生労働省](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html